

『日本から英国へ社用で訪問される際、発生する支払いに含まれる消費税を、英国税務局より還付してもらえます』



VAT 還付請求代行サービス



HM Revenue
& Customs

VAT とは 。。。 日本の消費税に値する税金 (Value Added Tax)

- 1 全ての売値に予め含まれている内税
- 2 販売者が徴収して政府に納付する間接税
- 3 2025 年時点、英国では **20%**
- 4 特定の財貨とサービス（医薬品、書籍など）には軽減税率、又はゼロ税率 (0%) などが適用される

還付対象項目：

ホテル代 食費 交通費 通信費 海外展示会 展示会出費/入場料 コンパニオン・ガードマン費用
イベント代 通訳等の人件費 出展物保管料 レンタカー 弁護士料 など

還付申請要件：

- 1 社員数、事業の規模に関係無く、日本にて会社登録(登記)されている方、もしくは社団法人や財団法人
- 2 還付対象期間内に英国に居住していない
- 3 会社が事業目的で支払った費用

還付請求の流れ：

- 1 弊社への必要書類の提出
- 2 弊社にて申請
- 3 弊社にて還付金の受け取り
- 4 弊社よりお客様へ還付金の送金

必要書類：

- 1 居住者証明書交付請求書（最寄りの税務署より）
- 2 会社の登記番号
- 3 経費のインボイス（レシート/領収書）

* これらは英国法 Value Added Tax Act 1994, Section 39、Value Added Tax Regulations 1995 (SI 1995/2518) Parts 20A and XXI、にて定められています。

* 弊社の手数料は還付額の **10%**。 成功報酬になりますので、前金、追加料金、相談料などはありません。